

エコフロンティアかさま



利用の手引き

一般財団法人 茨城県環境保全事業団

当財団は、本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与するため、県の施策の一環として本県初の公共関与による廃棄物処理施設「エコフロンティアかさま」の整備を行い、廃棄物適正処理の促進を図っております。

「エコフロンティアかさま」は、循環型社会の形成を推進する拠点施設として、パーフェクトリサイクルを実現するガス化溶融処理施設や多重遮水工による安全性の高い管理型最終処分場を備えており、各事業所から発生する廃棄物を安全・確実に処理することができます。

排出者ならびに収集運搬業者の皆さま方には、廃棄物の適正処理を推進する一助として、「エコフロンティアかさま」を積極的にご利用くださいますようお願いいたします。

「エコフロンティアかさま」の概要

一般財団法人茨城県環境保全事業団

1 管理型最終処分場	2 焼却・溶融処理施設
ア 埋立面積 97,700㎡	ア 処理能力 145t/日(72.5t/日×2炉)
イ 埋立容量 2,400,000㎡	イ 処理方式 高温ガス化直接溶融方式
ウ 浸出水処理施設 400㎡/日 (日平均150㎡/日)	ウ 運転方式 24時間連続運転
	エ 付帯施設 蒸気タービン発電施設 (7,200kw×1基) 自動保冷库(医療廃棄物)

目次

●産業廃棄物の受入について	
1 受入対象廃棄物の種類	1
2 受入基準の内容	2
3 直接埋立廃棄物が金属等を含む場合の 判定基準	4
4 受入品目表	5
5 受入日時	9
●契約から料金算定までの流れ	
1 契約	10
2 契約の変更	11
3 搬入	12
4 精算	13
5 その他	13
●様式について	
1 廃棄物処理委託申込書	14
2 廃棄物物性・安全データシート	16
3 廃棄物処理委託変更申込書	18
4 廃棄物処理委託契約書	19
5 廃棄物搬入票	22
6 廃棄物の種類コード表	23
7 廃棄物の搬入予定表	24

廃棄物の受入について

1. 受入対象廃棄物の種類

受け入れる廃棄物の種類は以下のとおりであって、受入基準（別表参照）を満たすものに限りします。

処 分 方 法	区 分	廃 棄 物 の 種 類
中 間 処 理 （ 破 砕 ・ 溶 融 ） ※受入基準(P2)が 適用されます。	産 業 廃 棄 物	燃えがら
		汚泥
		廃油
		廃プラスチック類（廃タイヤは除く。）
		ゴムくず
		金属くず
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		鋳さい
		がれき類
		ばいじん
		紙くず
		木くず
		繊維くず
		動植物性残さ
	特別管理産業廃棄物	廃油
		感染性廃棄物
		廃石綿等
		特定有害産業廃棄物
	一 般 廃 棄 物	事業系一般廃棄物
		焼却灰
		不燃残さ
		熔融スラグ
		不法投棄又は掘り起こし廃棄物
	特別管理一般廃棄物	ばいじん
	そ の 他	汚染土壌
		廃薬品（廃酸、廃アルカリを除く。）
埋 立 処 分 ※受入基準(P3)が 適用されます。	産 業 廃 棄 物	燃えがら
		汚泥
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを含む。）
		鋳さい（熔融スラグ含む。）
		がれき類
		ばいじん
	一 般 廃 棄 物	焼却灰
		ばいじん
		不燃残さ（ガラスくず等）
		熔融スラグ
		不法投棄又は掘り起こし廃棄物

注意事項

廃酸、廃アルカリ、動物のふん尿・死体、爆発性・毒性のある廃棄物、PCB、放射性物質及びこれによって汚染されたものは受入できません。

2. 受入基準の内容

受入基準（破碎・焼却・溶融処理対象物）

種 類		受 入 基 準
共 通 事 項		・ スプレー缶、ガスボンベ等の高圧容器や火薬類が混入していないこと ・ 揮発性の薬品類（クロロホルム、アンモニア等）が混入していないこと ・ PCB の付着したものが混入していないこと
産 業 廃 棄 物	廃プラスチック類 （農ポリを含む）	・ 巻物、長尺物：最大径 30 cm 以下、長さ 3 m 以下 ・ シート状の物：最大径 30 cm 以下、長さ 1 m 以内に畳んで結束したもの ・ 紐状、带状の物：一片が 50 cm 以下で、結束あるいは梱包したもの ・ プラスチック製の機器は一片が 30 cm 以下に分解されたもの ・ 板状の物：パレットサイズあるいはベッドサイズ以下のもの ・ 容器内で固化した廃塗料等は、18ℓ缶以下の大きさのもの
	紙 く ず	・ 巻物、長尺物：最大径 30 cm 以下、長さ 3 m 以下 ・ シート状の物：最大径 30 cm 以下、長さ 1 m 以内に畳んで結束したもの ・ 紐状、带状の物：一片が 50 cm 以下で、結束あるいは梱包したもの
	木 く ず	・ 柱、角材状の物：径 30 cm 以下、長さ 3 m 以下のもの ・ 板状の物：コンパネあるいはパレットサイズ以下のもの ・ 抜根：最大部の径 1 m 以下、長さ 2 m 以下のもの ・ 机、テーブル等の木製品は、脚等が除かれたパレットサイズ以下のもの
	織 維 く ず	・ 巻物状の物：最大径 30 cm 以下、長さ 3 m 以下 ・ シート状の物：最大径 30 cm 以下、長さ 1 m 以内に畳んで結束したもの ・ 紐状、带状の物：一片が 50 cm 以下で、結束あるいは梱包したもの ・ 板状の物：パレットサイズあるいはベッドサイズ以下のもの
	動植物性残さ	・ 最大径 30 cm 以下 ・ 粘着性のないもの
	ゴ ム く ず	・ 廃プラスチック類と同じ
	金 属 く ず	・ 棒状の物は最大径 1 cm 以下 ・ 塊状でないもの ・ 硫黄、鉄粉、マグネシウム、金属粉などの危険物、可燃性固体でないもの
	有 機 性 汚 泥	・ 含水率 85 % 以下 ・ 汚泥以外の固形物が混入していないこと
	廃 油	・ 容器からタンクに空けかえることができるもの ・ 容器も一緒に処理せざるを得ないものや油分を含むフィルター類は、大きさが幅 470 mm・奥行 350 mm・高さ 460 mm 以下のもの
特 別 管 理 廃 棄 物	医療系廃棄物	・ 事業団指定の容器に封入されたもの
	ばいじん（一廃）	・ 飛散防止装置を講じたもの
そ の 他	汚 染 土 壌	・ 飛散防止装置を講じたもの ・ 火気を帯びていないもの ・ 一片が 5 cm 以上の岩石、がれき、金属が混入していないこと

注 1：廃酸、廃アルカリ、動物のふん尿・死体（産廃）、爆発性・毒性のある廃棄物、放射性物質及びこれによって汚染されたものは受入禁止。

注 2：廃プラスチック類には、金属と混合された状態で搬入されるもの、シュレッダーダストを含む。

注 3：農ポリは、ポリエチレンを想定。

注 4：産業廃棄物と同一種類の事業系一般廃棄物についても受け入れる。

注 5：医療系廃棄物は、注射針を含んでいるものも受け入れる。

受入基準（直接埋立廃棄物）

種 類		受 入 基 準
共 通 事 項		・ 金属等を含む場合は判定基準（P4 別表参照）以下であること（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずを除く） ・ 次に挙げるものが付着、又は、封入されたものでないこと 毒物、劇物及び特定毒物、農薬等 ・ 悪臭が発生するものや揮発性の溶剤等を含まないこと ・ 油分を含まない（水で油膜が生じない）こと ・ 発生箇所や発生工程の異なる産業廃棄物を混合していないこと ・ 一片が5 cm以上の木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、金属くずが混入していないこと ・ PCB の付着したものが混入していないこと
産 業 廃 棄 物	無 機 性 汚 泥	・ 含水率が概ね50%以下（流動性を呈さない）もの ・ 悪臭を発生しないもの
	鉦 さ い	・ 最大径10cm 以下 ・ 飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの
	ガ ラ ス く ず コンクリートくず 及び陶磁器くず	・ 最大径10cm 以下、中空の状態でないもの ・ 容器にあつては、毒物、劇物、特定毒物、農薬、薬品を入れた物を除く ・ 廃石膏ボードについては、ヒ素を含有するものを除く
	が れ き 類	・ 最大径10cm 以下 ・ がれき類から安定型廃棄物、管理型廃棄物を分別除去した残さで、最大径5cm 以下、中空の状態でないもの、熱しゃく減量10%以下
	燃 え が ら	・ ばいじんと区分して排出されたもの ・ 熱しゃく減量10%以下 ・ 飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの
	ば い じ ん	・ 熱しゃく減量10%以下 ・ 飛散防止措置を講じたもの
一 般 廃 棄 物	焼 却 灰	・ ばいじんと区分して排出されたもの ・ 熱しゃく減量10%以下 ・ 飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの
	ば い じ ん	・ 熱しゃく減量10%以下 ・ 飛散防止措置を講じたもの
	不 燃 残 さ	・ 最大寸法15cm 以下 ・ 熱しゃく減量10%以下

3. 直接埋立廃棄物が金属等を含む場合の判定基準

金属等の名称	基準値
カドミウム	0.03mg/ℓ以下
全シアン	不検出
有機磷	不検出
鉛	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.15mg/ℓ以下
砒素	0.03mg/ℓ以下
総水銀	0.0015mg/ℓ以下
アルキル水銀	不検出
PCB	不検出
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.03mg/ℓ以下
ダイオキシン類 ^{注2}	1ng-TEQ/g 以下

注1：土壤の汚染に係る環境基準について(環境庁告示第46号、平成3年8月23日)より基準値を採用。

注2：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について(環境庁告示第68号、平成11年12月27日)より基準値を採用。

注3：「不検出」とは各測定方法において定量下限値を下回ることをいう。

注4：試験法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示13号)」に準じる。

4. 受入品目表

破碎・焼却・熔融品目表

(破碎・焼却処理)

産業廃棄物の種類		処理方法	備考
汚 泥	有機性汚泥	焼却	
	下水道・農集汚泥、し渣	焼却	
廃 油	一般廃油	ドラム缶空けかえ、焼却	
	水溶性廃油	ドラム缶空けかえ、焼却	
	廃溶剤	ドラム缶空けかえ、焼却	
	油泥	焼却	
廃プラスチック類	一般廃プラスチック	2軸破碎後焼却	
	建設系廃プラスチック類	金属を含むものと含まないものに選別後、破碎、金属回収焼却	
	塩素系廃プラスチック	焼却（必要により切断、2軸破碎）	
	シュレッダーダスト	焼却	
	発泡プラスチック類	2軸破碎後焼却	
	農業用ポリエチレン	切断、2軸破碎後焼却	
	金属部品付きプラスチック製品、混合物	高速破碎、金属回収後焼却	
	石綿含有産業廃棄物	炉に直接投入、熔融	指定容器が必要です。
紙くず	一般紙くず	2軸破碎後焼却	
木くず	木くず	2軸破碎後焼却	
	木製品	高速破碎、金属回収後焼却	
	梁材、抜根	手分解、2軸破碎後焼却	直径が30cmを超えるもの。
繊維くず	廃ウエス類	焼却	
	絨毯類	切断、2軸破碎後焼却	
	畳（除くプラスチック芯畳）	切断、2軸破碎後焼却	
動植物性残さ		焼却	
ゴムくず		2軸破碎後焼却	
金属くず	プラスチック等の付いた金属製品	高速破碎、金属回収後焼却	
	その他金属くず	高速破碎、金属回収後焼却	
	石綿含有産業廃棄物	炉に直接投入、熔融	指定容器が必要です。

産業廃棄物の種類		処理方法	備考
機密書類		炉に直接投入、焼却	指定容器が必要です。
感染性廃棄物	注射針、筒、メス、チューブなど血液等付着物	冷蔵保管、炉に直接投入、焼却・熔融	指定容器が必要です。
	紙おむつ類	冷蔵保管、炉に直接投入、焼却	指定容器が必要です。

※ 料金は性状等により異なりますので、随時お問い合わせください。

(溶融処理)

産業廃棄物の種類		処理方法	備考
燃えがら		溶融	
汚泥	無機性汚泥	溶融	
廃油	油分を含むフィルター等	焼却・溶融	
金属くず	グリース等の付着した金属製品、容器	焼却・溶融	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		溶融	
鋳さい		溶融	
がれき類		溶融	
ばいじん		溶融	
廃石綿等		炉に直接投入、溶融	指定容器が必要です。
汚染土壌		炉に直接投入、溶融	
廃薬品（廃酸、廃アルカリを除く。）		炉に直接投入、溶融	指定容器が必要です。

埋立処分品目表

(埋立処分)

産 業 廃 棄 物 の 種 類		備 考
燃えがら		
汚 泥	無機性汚泥	
	建設基礎汚泥	
	道路側溝汚泥	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
	廃石膏ボード	
	石綿含有産業廃棄物	ブルーシート等で梱包してください。
鋳さい	熔融スラグ	
	その他鋳さい	
がれき類		
	石綿含有産業廃棄物	ブルーシート等で梱包してください。
ばいじん		

(注意事項)

- 1 中小企業者及びベッド数200床未満の医療機関等については、処理料金が5%引きとなります。
なお、中小企業割引の適用を受ける場合には、商業登記簿謄本（原本：発行日から3ヶ月以内）が必要になります。
- 2 性状により荷姿を指定させていただくことがあります。
- 3 料金は性状等により異なりますので、随時お問い合わせください。

一般廃棄物処理品目表

(一般廃棄物処理)

一般廃棄物の種類		処理方法	備考
焼却灰		溶融処理	埋立基準に適合しないものは溶融処理で受け入れます。
		埋立処理	ばいじんと分離して排出されたものに限りです。
ばいじん		溶融処理	埋立基準に適合しないものは溶融処理で受け入れます。
		埋立処理	
不燃残さ	破碎等の前処理を必要としないもの	埋立処理	破碎機等で破碎選別された残さ
	破碎等の前処理が必要なもの	破碎選別後、埋立又は溶融処理	粗大ごみを除きます。
	上記のうち、主に廃プラスチック類	破碎選別後、埋立又は溶融処理	主に廃プラスチック類
溶融スラグ		埋立処理	メタルが分離されたもの
不法投棄又は掘り起こしの一般廃棄物		破碎選別後、埋立又は溶融処理	家電リサイクル法の対象廃棄物を除きます。

※ 料金は性状等により異なりますので、随時お問い合わせください。

5. 受入日時

受 入 日	月曜日から金曜日
受 入 時 間	午前9時から 11時30分 午後1時から 4時30分
受入をしない日	日曜日及び国民の祝日（振替休日を含む。） 年末年始（12月31日～1月3日） お盆（8月14、15日）

※台風その他の事由により、廃棄物の適正処理が困難な場合は、受入日であっても受入の中止又は受入時間の変更を行うことがあります。

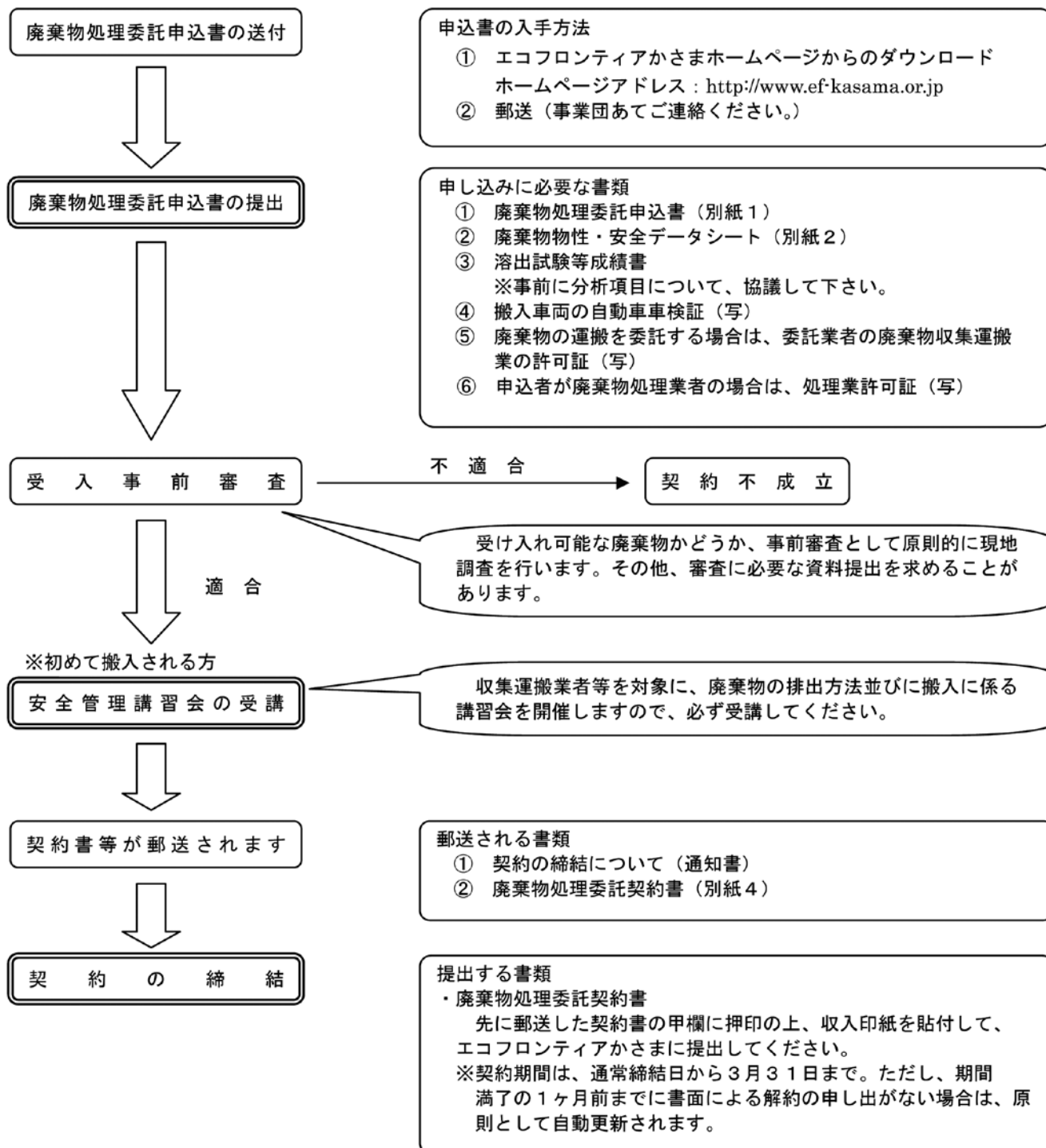
安全確保と環境保全についてのお願い

搬入道路が、地元集落内を通っておりますので、搬入及びお帰りの際には、下記事項に注意し、安全運転を徹底するようにお願いします。

- ・登録車証を、搬入車両のフロントガラスに掲示してください。
- ・禁止された区域の道路は、通行しないでください。
- ・搬入道路では、十分に注意して安全運行してください。
- ・過積載、廃棄物の飛散・流出がないよう十分注意してください。
- ・駐・停車中は、「アイドリングストップ（エンジン停止）」をしてください。
- ・急発進、急加速、空ぶかしは、しないでください。
- ・埋立処分場から出る際は、タイヤや荷台を洗浄してください。

契約から料金精算までの流れ

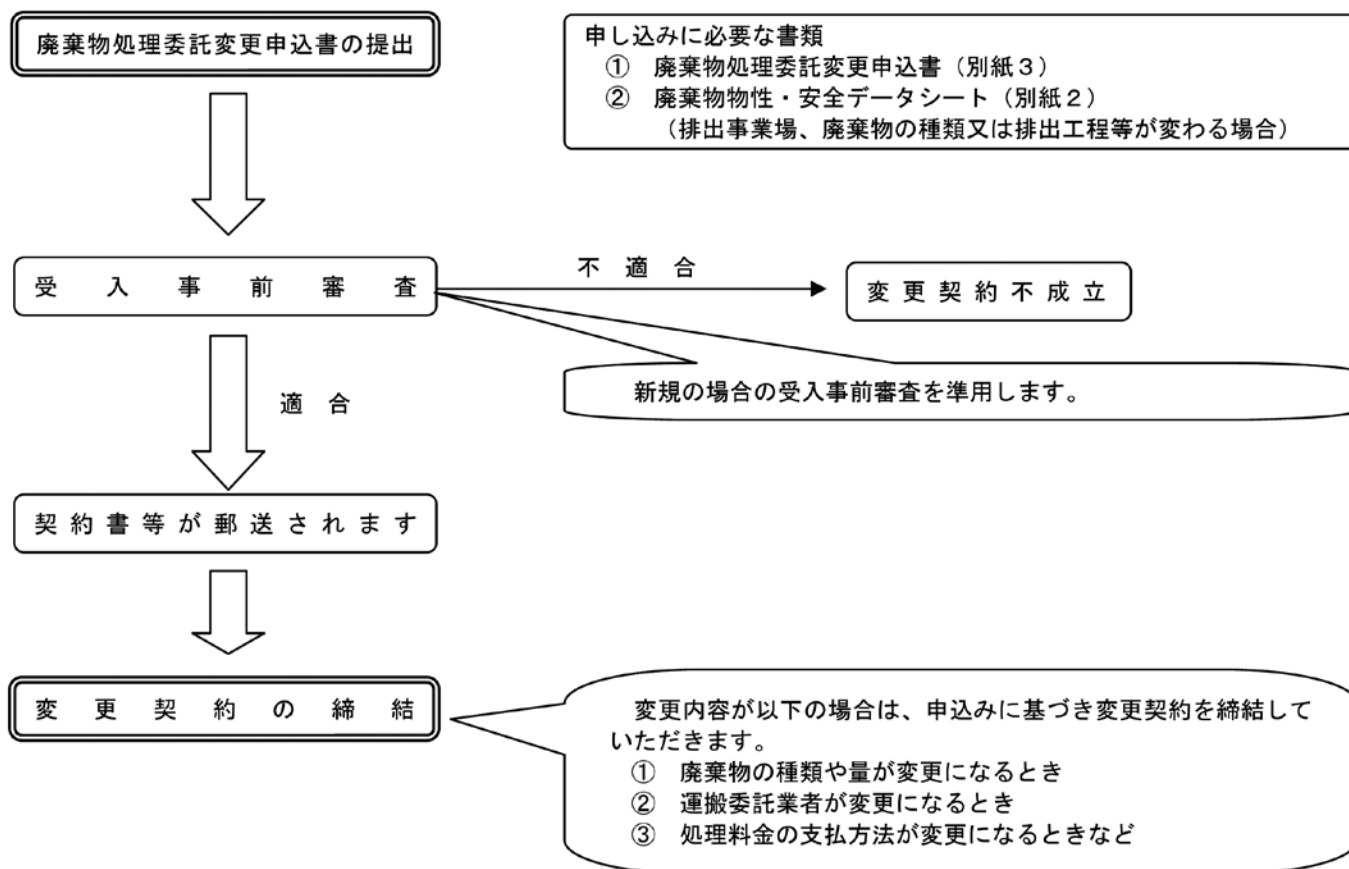
1. 契 約



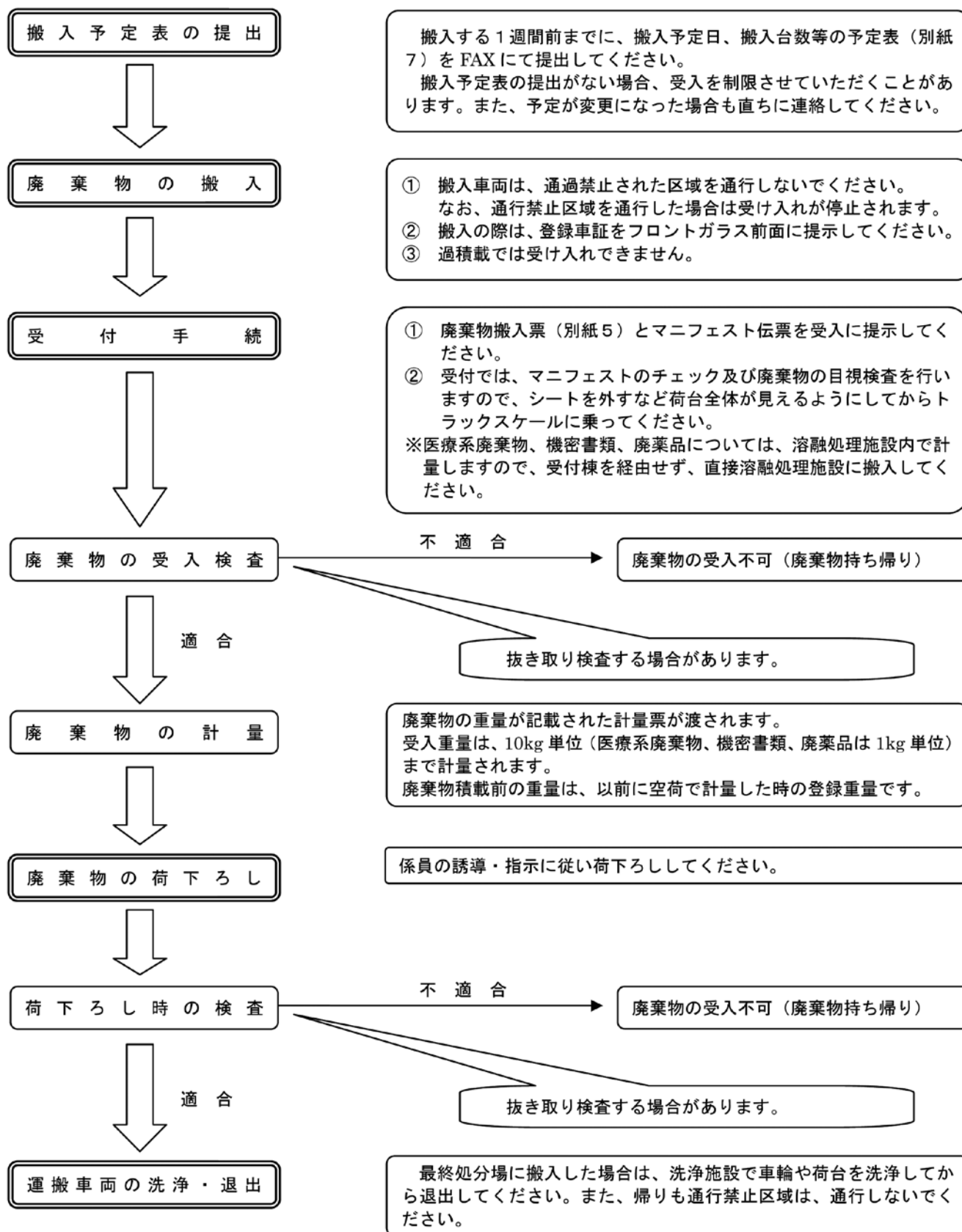
2. 契約の変更

契約締結後に、排出事業者（契約者）、排出事業場、廃棄物の種類、運搬方法（車両の変更を含む。）又は、処理料金の支払方法等を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに、廃棄物処理委託変更申込書を提出してください。

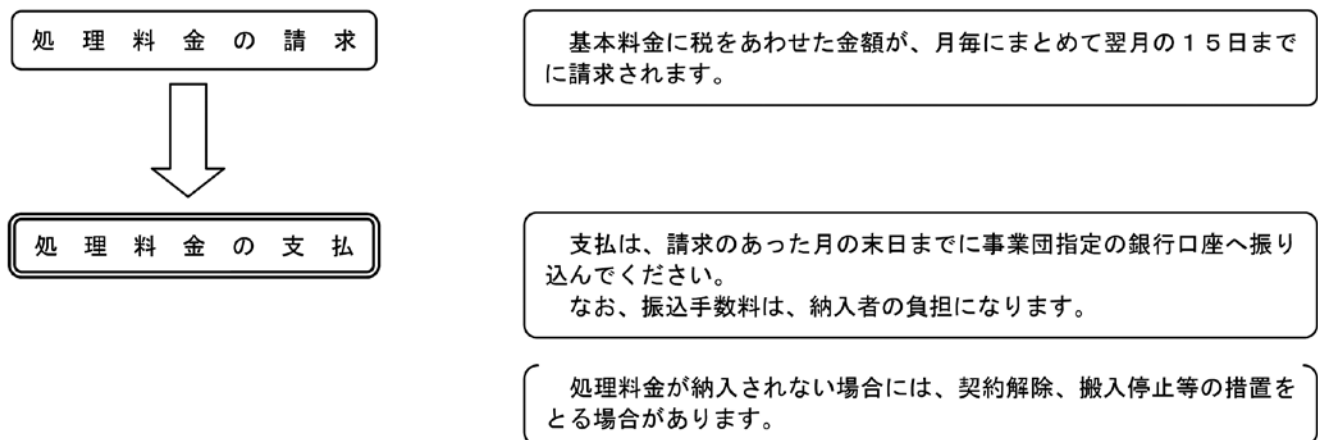
また、排出事業者（契約者）の住所、名称、代表者のいずれかに変更が生じた場合は、直ちに提出してください。



3. 搬 入



4. 精 算



5. その他

定期検査等の実施

契約更新後においても廃棄物の性状等の確認をお願いします。

特に、鉋さい、ばいじん、汚泥、燃えがら、焼却残さ等については廃棄物の溶出試験等成績書を、廃油については含有試験及び引火点試験結果を、原則として12ヶ月毎に、提出してください。

なお、分析項目については、事業団と相談してください。

廃棄物物性・安全データシート

No. _____

平成 年 月 日作成

(本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業所の責任において作成して下さい。)

廃棄物名称		排出事業場		担当部署	
				記入者	
廃棄物の物性	写真の提出	搬入する廃棄物の写真を必ず提出して下さい。また、現地調査の際は、サンプリングを実施することがあります。			
	外観性状 (目視)	最大長さ (cm) 最大径 (cm) 色 () 臭気 (激 ・ 有 ・ 無) 流動性 (有 ・ 無) 固形物の割合 (%) 含水率 (%)			
	品質 安定性	パラツキ (有 ・ 無) 水との反応性 (有 ・ 無) 燃焼性 (強燃 ・ 燃 ・ 不燃) 混合反応性 (酸 ・ アルカリ ・ その他) 具体的に・・・		受入時に問題とならないようパラツキの範囲等を明記して下さい。	
	主成分及び 混合成分 分子式 含有率(%)			合計が100%となるように明記して下さい。パラツキがある場合は範囲で記入して下さい。重要な微量成分も明記して下さい。 (商品名は必ず含有物質名を記入して下さい。)	
		C l () B r () その他 ()			
	有害物質 チェック	アルキル水銀化合物 ()	トリクロロエレン ()	1. 3ジクロロプロペン ()	
	口溶出量	水銀、その化合物 ()	テトラクロロエレン ()	1. 4ジオキサン ()	
	口含有量	カドミウム、その化合物 ()	ジクロロメタン ()	チウラム ()	
	単位 ()	鉛又はその化合物 ()	四塩化炭素 ()	シマジン ()	
	主要データ	有機燐化合物 ()	1. 2ジクロロエタン ()	チオベンカルブ ()	
	六価クロム化合物 ()	1. 1ジクロロエレン ()	ベンゼン ()		
	砒素その化合物 ()	シス1, 2ジクロロエレン ()	セレン又はその化合物 ()		
	シアン化合物 ()	1. 1. 1トリクロロエタン ()	ダイオキシン類 ()		
	P C B ()	1. 1. 2トリクロロエタン ()			
発生工程 (用途) フローシート及び 材質上の注意事項					
安全 対策	有毒性	許容濃度 () 経口毒性LD50 () 経皮・吸入毒性 ()			
	危険性・取扱 注意事項	☐ 要注意 () ☐ 特になし			
	保護具	☐ ガスマスク着用 ガスマスク種類 () 吸収缶 () ☐ 手袋着用 () ☐ 保護メガネ着用 () ☐ その他 ()			
異常 処置	救急処置	人体付着時 () 吸入時 ()			
	漏洩処理				
	初期消火				

注) 廃棄物の種類又は発生工程ごとに記載して下さい。

廃棄物物性・安全データシートの記載方法

本シート作成にあたっての前提

- (1) 本シートは、受託者である(一財)茨城県環境保全事業団が適正かつ安全に廃棄物の処理を行うための受入検討の基礎資料として、廃棄物の品質等を明示していただくものですので、委託者の責任において記載作成して下さい。
- (2) 委託者は、廃棄物に関する情報未提示により処理施設での事故を回避するため、詳細に記載して下さい。

1. 廃棄物の名称及び排出事業所

処理委託申込書と同一の廃棄物の名称及び排出事業場名を記載して下さい。

2. 廃棄物の物性について

(1) 写真の提出

写真は、外観の性状が分かるよう鮮明なものを添付して下さい。

(2) 外観性状

搬入廃棄物の目視等による性状等を記載して下さい。

(3) 品質安定性

やむを得ず提出サンプルと実際に発生する廃棄物に差が生ずる場合は、バラツキにチェックし、反応性等に記載して下さい。

(4) 主成分及び混合成分等

塩素系廃プラスチック類や廃溶剤など塩素や臭素その他注意を要する物質を含む場合は、その含有率を記載して下さい。

(5) 有害物質チェック

特定有害産業廃棄物が含まれる場合は、溶出量又は含有量にレ印でチェックし、その単位を記載のうえ、該当項目に測定値を記載して下さい。

(6) 主要データ

廃棄物の処理時あるいは処理後に問題となる物質を挙げてあります。これ以外に注意を要するものがあれば必ず記載して下さい。

3. 発生工程・用途、フローシート及び材質上の注意事項

- (1) 発生工程については、広く周知された一般的なものについては、名称のみで結構です。
- (2) 発生工程やフローシートの明らかにできないものについては、その発生工程で生産される主製品の用途など搬入廃棄物のイメージが描ける事項を記載して下さい。
- (3) 注意を要する材質上の留意事項があれば記載して下さい。

4. 安全対策及び異常措置

- (1) 搬入廃棄物に該当する MSDS(製品安全データシート)がある場合は、そのシートを添付することにより、記載を省略して構いません。
- (2) 有毒性については、労働安全衛生法の規定を参考にして記載して下さい。また、中毒情報等に関するインターネット等を参考して下さい。

(別 紙 3)

廃棄物処理委託変更申込書

平成 年 月 日

一般財団法人 茨城県環境保全事業団
理 事 長 様

排出事業者（契約者）

〒

住 所
名 称
代 表 者 名
業 者 コ ー ド

印

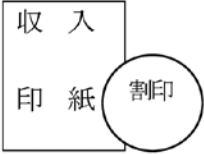
廃棄物処理委託の申込内容を下記のとおり変更したいので申し込みます。

項 目		変 更 の 内 容			
		変 更 前	変 更 後		
排出事業者	① 住 所	〒	〒		
	② 名 称				
	③ 代 表 者 名				
排出事業場及び種類	① 住 所				
	② 名 称				
	③ 連 絡 先				
	④ 搬 入 計 画				
	⑤ 廃棄物の種類及び予定数量				
廃 棄 物 管 理 票 の 受 取 者					
廃棄物の発生工程及び性状等			別紙「廃棄物物性・安全データシート」		
廃棄物の運搬方法	① 運 搬 方 法 の 区 分	1自社 2委託 3自社・委託の併用	1自社 2委託 3自社・委託の併用		
	② 搬 入 車 両 番 号				
	運搬委託業者	③ 住 所	〒	〒	
		④ 名 称			
		⑤ 代 表 者 名			
		⑥ 連 絡 先			
		⑦ 収集運搬業の許可 (許可番号)	(許可番号)	(許可番号)	
	搬入及び形状	⑧ 運 搬 車 両			
		⑨ 搬 入 方 法			
		形 状	① 大 き さ		
			② 梱 包 方 法		
			③ 自 動 あ お り		
	④ シ ー ト 掛 け				
	⑤ ロ ー プ 掛 け				
	処理料金の支払	① 料 金 支 払 方 法			
② 請 求 書 の 受 取 者					
料金支払者		③ 住 所	〒	〒	
		④ 名 称			
		⑤ 代 表 者 名		印	
		⑥ 連 絡 先			

注) 新たに支払代行者により支払う場合及び支払代行者の変更の場合は、変更後欄の「代表者」に押印して下さい。

添付書類 : 廃棄物処理委託申込書の添付書類のうち、変更に係るもの

廃棄物処理委託契約書



契約番号：

排出事業者： (排出事業者コード：) (以下「甲」という。)と、処分業者：一般財団法人茨城県環境保全事業団 (以下「乙」という。)は、甲の下記事業場から排出される廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

	事業場コード	事業場名称
1		
2		
3		

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃棄物処理法」という。)その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲及び施設の処理能力)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

許可区分	中間処理 (破碎処理)	中間処理 (焼却・溶融)	最終処分 (埋立処分)
産業廃棄物の許可品目	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、	燃えがら、汚泥、廃油 (特別管理産業廃棄物含む。)、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、感染性廃棄物、廃石綿等、特定有害産業廃棄物 (PCBを除く)	燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず
施設の能力	廃プラスチック類 80t/日 木くず 120t/日	汚泥 9.5t/日×2炉 廃油 4.5t/日×2炉 廃プラスチック類 44.0t/日×2炉 その他産業廃棄物 72.5t/日×2炉	埋立面積 97,700㎡ 埋立容量 2,400,000㎡
施設の所在地	茨城県笠間市福田字鴉ヶ入148番の1 外45筆		

中間処理後の廃棄物は、乙の所有する上記の最終処分場で処分する。

2. (委託する廃棄物の種類、数量、処分方法及び単価)

(1) 甲が、乙に処分を委託する廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

	廃棄物の種類	数量 (t/月)	処分の方法
1			
2			
3			
4			
5			

(2) 処理料金は、乙が定めた別表によるものとする。ただし、処理料金を改定する場合は、直ちに甲に通知するものとし、改定後からは、改定された処理料金によるものとする。

- (3) 乙は、搬入された廃棄物について、受入基準の適合状況を審査し、必要に応じて分析を行うことができる。この場合、分析に係る費用は乙の負担とする。
- (4) 搬入された廃棄物が、第一号に規定した処分の方法に係る受入基準に合致しない場合は、甲乙協議の上、処分の方法の変更又は廃棄物の受入を中止することができる。
3. (搬入業者)
- 甲の排出した廃棄物の、乙の所有する事業場への搬入は、次の収集運搬業者が行う。
- 名 称：
- 代 表 者 名：
- 住 所：
4. (再委託)
- 乙は、契約期間中に産業廃棄物の処理を他人に委託する必要がある場合は、廃棄物処理法に定める再委託基準に従い、処理業務を再委託することができるものとする。
5. (産業廃棄物管理票)
- 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、産業廃棄物管理票に必要事項を記入して乙に交付する。

第3条 (義務と責任)

1. (甲)
- (1) 甲が乙に処理を委託する廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物の有無、臭気）、荷姿、排出数量、保管時における性状の変化、他の廃棄物との混合等による変化の状況及び当該廃棄物の取扱いの際の注意事項等の適正処理に必要な情報は、廃棄物処理委託申込書等に記載したとおりとする。なお、変更があった場合は、甲は、直ちに当該変更内容を乙に書面をもって通知するものとする。
- (2) 甲は、処理を委託する廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずる恐れのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒むことができる。
- (3) 甲は、甲の排出した廃棄物を乙の所有する事業場へ適正に搬入するために、自ら運搬するか、若しくは適正な委託契約のもとで、収集運搬業者を指図し監督する義務を負う。
2. (乙)
- (1) 乙は、甲から委託された廃棄物が、乙の所有する事業場に荷下ろしされた後、処理が完了するまで廃棄物処理法の規定に基づき適正に管理する責任を負う。
- この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- (2) 乙は、産業廃棄物の処理完了後直ちに産業廃棄物管理票D票及びE票を甲の指定する者に送付するものとする。
- (3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、業務を一時停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、甲における影響に配慮するものとする。

第4条 (処理料金・消費税・支払い)

1. 甲は、乙の定める処理料金表及び処理委託した量をもとに算出される処理料金を、乙に支払うものとする。
- なお、計量は原則として搬入時の1回計量とし、計量時の積載前重量は、乙に登録した車両重量とする。
2. 甲の委託する廃棄物の処理についての消費税は、甲が負担するものとする。
3. 乙は、処理料金、消費税の請求額を月毎にまとめて、翌月15日までに、甲に処理料金等を請求するものとし、甲は、原則としてその月の末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。この場合の振込手数料は、甲の負担とする。
- 甲が処理料金の支払いを収集運搬業者等に代行させる場合、乙は、甲宛の請求書を支払代行者に送付するものとし、支払代行者は、甲に代わって支払手続きを代行するものとする。ただし、支払代行者が支払いを履行しない場合は、甲はその責を負うものとする。

処理料金等支払代行者 名 称：

代表者名：

所 在 地：

4. 乙は、甲が処理料金等の支払いを遅延した場合には、甲が委託する廃棄物の処理を拒むことができるものとする。
5. 乙は、甲が前項の支払期限を経過しても支払わないときは、支払期限の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、その支払額に年パーセントの割合を乗じて得た延滞金を徴収するものとする。ただし、乙がやむを得ない事由により減免等の必要があると認めたときは、この限りでない。

第5条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を、監督行政庁若しくは法律により開示を求められて必要な範囲で開示する場合を除き、第三者に漏洩してはならない。ただし、相手方から文書による許諾を得た場合は、この限りではない。

第6条（契約の解除）

甲、乙は、相手方が、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、甲が委託した廃棄物が未だ処理されず残っている場合は、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

- (1) この契約の各条項のいずれかに違反したとき。
- (2) 差押え、営業廃止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
- (3) 監督行政庁から営業の取り消し、停止の処分を受けたとき。

第7条（収入印紙）

本契約締結に要する収入印紙については、甲、乙互いに負担するものとする。

第8条（協 議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第9条（契約期間）

この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で1ヵ年更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地

名 称

代表者

乙 所在地 茨城県笠間市福田 165 番 1

名 称 一般財団法人茨城県環境保全事業団

代表者 理事長 ○○ ○○

廃棄物搬入票

搬入日 西 暦 年 月 日

契約番号

					-			
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------

排出事業者名

排出事業者名

収集運搬業者コード

----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

収集運搬事業者名

車両番号

----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

廃棄物コード

----------------------	----------------------	----------------------

廃棄物内容

マニフェスト番号

----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

廃棄物区分 (1.産廃、2.特管産廃、3.一廃、4.特管一廃)

処理区分 (1.破碎、2.溶融、3.埋立)

注意事項

- 1) ボールペンで記入して下さい。
- 2) 精密機器で読み取りますので、折り曲げないで下さい。

エコフロンティアかさま

TEL 0296-70-2511

廃棄物の種類コード表

(破 碎 ・ 焼 却 ・ 溶 融 処 理)

産業廃棄物の種類		廃棄物コード
汚泥	有機性汚泥	010
	下水道・農集汚泥、し渣	011
	無機性汚泥	012
廃油	一般廃油	020
	水溶性廃油	021
	廃溶剤	022
	油泥	023
	油分を含むフィルター等	024
廃プラスチック類	一般廃プラスチック	030
	建設系廃プラスチック類	031
	塩素系廃プラスチック	032
	シュレッダーダスト	033
	発泡プラスチック類	034
	農業用ポリエチレン	035
	金属部品付きプラスチック製品、混合物	036
	石綿含有産業廃棄物	280
紙くず	一般紙くず	040
木くず	木くず	050
	木製品	051
	梁材、抜根	052
繊維くず	廃ウエス類	060
	絨毯類	061
	畳（除くプラスチック芯畳）	062
動植物性残さ		070
ゴムくず		080
金属くず	プラスチック等の付いた金属製品	090
	その他金属くず	091
	グリース等の付着した金属製品、容器	092
	石綿含有産業廃棄物	281
機密書類		100
感染性廃棄物（注射針、筒、マニピュレータなど血液等付着物）		110
医療系廃棄物（紙おむつ類）		120
燃えがら		130
ガラス、コンクリート、陶磁器くず（溶融）		140
鉱さい		150
がれき類（溶融）		160
ばいじん（溶融）		170
汚染土壌		180
廃薬品（廃酸、廃アルカリを除く）		190
特定有害産業廃棄物	廃石綿等	200
	燃えがら	201
	汚泥	202
	廃油	203
	鉱さい	204
	ばいじん	205

(埋 立 処 分)

産業廃棄物の種類		廃棄物コード
燃えがら		300
汚泥	無機性汚泥	310
	建設基礎汚泥	311
	道路側溝汚泥	312
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		320
鉱さい	廃石膏ボード	964
	石綿含有産業廃棄物	321
	溶融スラグ	330
がれき類（埋立）	その他鉱さい	331
	石綿含有産業廃棄物	341
ばいじん（埋立）		350

(一 般 廃 棄 物 処 理)

一般廃棄物の種類		廃棄物コード
焼却灰	判定基準に適合しないもの	400
	判定基準に適合するもの	401
ばいじん（一廃）	判定基準に適合しないもの	410
	判定基準に適合するもの	417
不燃残さ	破碎等の前処理を必要としないもの	420
	破碎等の前処理が必要なもの	421
	上記のうち、主に廃プラスチック類	422
溶融スラグ（一廃）		430
不法投棄又は掘り起こしの一般廃棄物		440

(別 紙 7)

一般財団法人 茨城県環境保全事業団 宛

FAX 0296-70-2515

平成 年 月 日

搬入予定を下記のとおり連絡します。

排出事業者 契 約 番 号

住 所

名 称

T E L

収集運搬業者 収集運搬業者
コ ー ド

住 所

名 称

記

廃棄物の搬入予定表

搬入廃棄物の種類項目にチェックのうえ、日時欄に台数を記入して下さい。

- 搬入廃棄物の種類
- 1 医療系廃棄物、機密書類、廃薬品、廃石綿等
 - 2 溶融廃棄物（廃棄物の種類： ）
 - 3 埋立廃棄物（廃棄物の種類： ）

○ ____月第____週

日						
曜日		月	火	水	木	金
搬入時間	9:00～ 11:30	台	台	台	台	台
	13:00～ 15:00	台	台	台	台	台
	15:00～ 16:30	台	台	台	台	台

※注意事項

(1) 受入日 月曜日から金曜日、ただし、日曜日及び祝祭日（振替休日を含む。）、年末年始（12月31日～1月3日）及びお盆（8月14, 15日）は受入しません。

(2) 受入時間 午前9時～11時30分 午後1時～4時30分

※台風その他の事由により、廃棄物の適正処理が困難な場合は、受入日であつても受入の中止又は受入時間の変更を行うことがあります。



- 国道50号線 才木交差点より車で約8分
- 北関東自動車道 友部ICより車で約15分
- 常磐自動車道 水戸ICより車で約20分



エコフロンティアかさま

一般財団法人 茨城県環境保全事業団

住所：〒309-1603 笠間市福田165-1

TEL：0296-70-2511 FAX：0296-70-2515

<http://www.ef-kasama.or.jp>